

## 給水契約の内容について

給水契約については、「士別市水道事業給水条例」および「士別市水道事業給水条例施行規程」に基づき契約しておりますが、令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され、水道使用等の契約についてもその適用を受けることとなりました。

定型約款とは、「定型取引において契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、本市の給水契約においては、「士別市水道事業給水条例」及び「士別市水道事業給水条例施行規程」等が定型約款にあたります。

市給水条例・条例施行規程において、水道のご契約に係る部分を、次のとおり一部抜粋しましたのでご確認ください。

### 士別市水道事業給水条例 抜粋

- 第16条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。
- 第18条 市長は、水道の使用に関し、この条例の定める事項を処理させるため給水装置を共用する者の中から管理人を選定させ、又は指定することができる。
- 第19条 給水量はメーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は市長が定める。
- 第20条 給水装置の所有者又は代理人若しくは水道の使用者又は管理人(以下「水道使用者等」という。)は、メーターの使用者に関し善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 2 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを忘失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- 第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用をやめるとき。(2) 用途を変更するとき。(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- 第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- 第24条 市長は給水装置又は供給する水道水の水质について、水道使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
- 第28条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者等から用途別により徴収する。
- 第30条 料金は、毎月の定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日をいう。)にメーターをもって計量した使用水量(市長が認定した使用水量を含む。)により、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に計量を行うことができる。
- 第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
- (1) メーターに異状があったとき。(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用したとき。(3) 使用水量が不明のとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。
- 第32条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。
- (1) 使用日数が15日を超えないで使用水量が基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1の金額
- (2) 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは所定の料金として算定した金額
- (3) 月の中途においてその用途に変更があったときは、その使用日数の多い料率で、その使用日数が等しいときは変更後の料率で計算する。
- 第33条 料金は、納入通知書による払込み又は口座振替により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。
- 第34条 料金徴収後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴又は還付する。この場合、次回以降の料金で精算することができる。
- 第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の継続する間給水を停止することができる。
- (1) 第9条の工事費、第23条第2項の修繕費、第29条の料金又は第36条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- 以下 (2)、(3) 略

### 士別市水道事業給水条例施行規程 抜粋

- 第11条 条例第16条の規定による承認を受けようとする者は、水道使用申込書(開栓・閉栓・休栓・休栓解除・名義変更・用途変更)(様式第6号。以下「水道申込書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、水道申込書の提出に替えて口頭又は電話により同項の申込みをすることができる。この場合において、市長は、必要な事項について、書類等に記録するものとする。
- 第12条 条例第21条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出することにより行わなければならない。
- (1) 条例第21条第1項第1号又は第2号若しくは第2項第1号又は第2号若しくは第4号に掲げる事項の場合 水道申込書
- (2) 条例第21条第1項第3号又は同条第2項第3号に掲げる事項の場合 私設消火栓使用届出書(様式第7号)
- 第16条 条例第30条の料金の算定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを次の月の料金に算入する。ただし、給水の中止又は廃止のときは切り捨てて算定する。
- 2 水道メーター(以下「メーター」という。)に流量表示がない場合においても給水装置の開栓又は廃止の届出がないときは、基本料金を徴収する。
- 3 料金は、納入通知書によるものについては、当該月の使用水量を決定した日の属する月の28日までに、口座振替によるものについては25日に徴収する。ただし、当該納期限の日又は納付日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日、土曜日その他市長が定める日の場合は、これらの日の翌日を当該納期限の日又は納付日とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、水道使用を中止若しくは廃止したとき、又はその他市長が必要と認めるときは、随時徴収する。
- 第17条 条例第31条の規定による使用水量及び用途の認定については、次に定めるところによる。
- (1) メーターに異状があったときは、メーター取替後の使用水量により認定する。
- (2) 水道管に損傷を与えたときは、管径及び流出時間により水量を推定し、料金については臨時用を適用する。
- (3) 料金の異なる用途に使用するとき、使用日数等により用途、種別を認定する。